

第二回 大学向けライセンス管理分科会 議事録	
日時：	2010/05/14 (金) 15:00~18:00
会場：	クオリティ(株) 本社 6F 会議室
テーマ：	大学の可視化が困難な PC (研究用 PC/ 私物 PC) の管理方法！
講師：	マイクロソフト株式会社 パブリックセクター ビジネス推進本部 アカウントエグゼクティブ 中川 恵輔 氏
司会・進行：	大学向けライセンス管理分科会座長 大阪市立大学大学院 創造都市研究科 都市情報学専攻 博士(後期)課程 「システム管理者の眠れない夜」(IDG) 著者
<p>※当分科会の運営方針により、個人/会社名を特定できる発言、および発表者から公開の許可を得られなかった内容は 議事録より削除されています。あらかじめご了承ください。</p>	
<p>1. ソフトメーカーは、ライセンス購入証明として仕様許諾だけでなくパッケージそのものから納品したもののすべての保管を求める。しかし、ユーザ側はパッケージなど既に捨てている。この現実の中でメーカー監査がはいたらユーザはどうしらいいのか？基本的にはメーカーは、その状況では購入されたとはみなせない。ユーザからすればアクティベーションできている時点で購入証明にならないのがおかしいと思えない。メーカーとしては前述の通りの見解だが、あとは管理計画を立てている/その管理計画に沿い実際に管理が実施されているという現実があり、但し過去パッケージ購入したライセンスのパッケージは捨てているのでないが、これはアクティベーションできていることで購入しているものとみなすような個別相談をさせて頂くしかないと考える。このような前向きな管理計画・行動が伴っている中での相談であればソフトメーカー側も基本的にお客様といっしょに前を見て進んでいく対応ができると考える。</p> <p>2. ソフトメーカーがディスクコピーの許諾をしているのは PC メーカーだけです。例えば、PC メーカーが WindowsOS やアプリケーションをブレインストール版 PC として販売されているが、これはソフトメーカーと PC メーカー間の契約が存在しているからディスクコピーが合法である。これに対し、ユーザがソフトのライセンスを購入しゴーストのようなツールでセットアップすることは、ソフトメーカーは認めていない。しかし現実論として PC リプレース時のキッティングなどをどうするのか？というのがあるのでソフトメーカーも悩んでいる。</p> <p>3. 研究室や個人の PC を管理する方法として、SNMP で大学のネットワークに接続している WindowsPC の存在確認を自動で情報収集し、あなたの研究室に何台の PC がある。この PC に関し違法コピーなどはしていない！という誓約書を頂く方法はどうか？誓約書をとればソフトメーカーは違法コピー責任を大学に問わないというお墨付きがあれば1つの方法たりえるが、現状ではこの方法だと難しいだろう。大学のシステム管理者は、自分が動くことで解決できることであれば仕事だからやるのだが、お墨付がないと。</p>	